

審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルの見直しについて

1 改正にあたって

これまでに庁内各課より寄せられた意見や疑問点、富士見市市民参加及び協働推進委員会における意見、市議会における意見に基づき、全部改正しました。

2 改正点

審議会等及びパブリックコメントの役割を図式化し、明確にする。

また、職員に分かりやすい内容とするため、事務処理のフローチャート、それに対する詳細な解説という構成へ全部改正。

(1) 審議会等の運営関係

- ①対象となる審議会等を明確化
- ②公募委員選任の対象外基準を作成
- ③設置・廃止時の協働推進課との事前協議制の廃止、報告制導入
- ④「会議録」から「議事録」への文言変更
- ⑤会議資料の公表を義務化
- ⑥市ホームページ表記方法の統一
- ⑦市ホームページの保存期間を設定
- ⑧各種様式の整備

(2) パブリックコメントの運用関係

- ①周知方法の強化
- ②市ホームページ表記方法の統一
- ③公表結果の様式変更